

介護保険住宅改修費等への受領委任払いの導入に関する 情報収集結果

1 はじめに

- 介護保険制度では、在宅の要介護者等が住宅の改修や福祉用具の購入を行ったときは、その費用の一部を保険給付の対象としており（注1）、全国的に多くの利用実績（令和2年度の住宅改修は約43万件、福祉用具購入は約50万件）がある（表1参照）。

しかしながら、これらの費用は、原則償還払いとされ、被保険者が一時的に全額を負担する必要がある。これに対し、保険者が受領委任払い（注2）を導入することにより、被保険者は当初から自己負担分（1割～3割）のみを支払うことで住宅改修等を行うことができるようになり、一時的な全額負担は不要となる（図1及び表2参照）。

（注）1 所得に応じて全体費用の7割から9割が介護保険給付費から支給される。

2 受領委任払いとは、被保険者が介護保険給付金の受領権限を住宅改修事業者及び福祉用具販売事業者（以下「住宅改修事業者等」という。）に委任することで、被保険者は負担割合に応じた額を支払い、保険給付分については保険者から直接住宅改修事業者等に支払うものである。

- この度、行政相談委員を通じて、三重行政監視行政相談センターに、償還払いでは一時的とはいえ経済的負担が大きいので、受領委任払いを導入してほしい旨の行政相談が寄せられた。

<相談内容>

介護保険の住宅改修サービスを利用する場合には、施工時にいったん代金の全額を施工業者に支払う必要がある。後日、保険給付分を償還してもらえるが、利用者の利便を考慮して、施工時には自己負担分のみを支払えばよいこととし、保険給付分については、利用者が一時的とはいえ負担しなくても済むようにしてほしい。

- 当局管内6県（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）における住宅改修費及び福祉用具購入費への受領委任払いを導入している保険者（以下「導入済保険者」という。）の割合は、愛知県を除き、いずれの県も全国平均（住宅改修64.2%、福祉用具購入56.7%）よりも低い（表3、4及び図2参照）。

- このような状況を踏まえ、被保険者の負担軽減を図る観点から、受領委任払い導入による影響や未導入の理由等について、導入済保険者（6）（注1）、未導入の保険者（以下「未導入保険者」という。）（4）、居宅介護支援事業者（4）（注2）及び住宅改修事業者（4）（注3）などから、情報収集した。

（注）1 情報収集を行った時点における導入状況で区分した。なお、住宅改修費と福祉用具購入費の受領委任払いのどちらかのみ導入している場合も導入済みに区分した。

2 居宅介護支援事業者とは、介護保険法第46条第1項に基づき保険者から指定され、居宅サービス計画（ケアプラン）

を作成する事業者を指す。

3 居宅介護支援事業者及び住宅改修事業者は、導入済保険者の区域内において事業を行う事業者から選定した。

2 情報収集結果

(1) 受領委任払い導入による影響等

ア 被保険者における受領委任払いの利用割合は高い

- 当局が情報収集した令和 3 年度における導入済保険者の保険給付件数に占める受領委任払いの利用割合は、住宅改修費で 75.1%、福祉用具購入費で 88.5% を占めている（注）（表 5 及び 6 参照）。

（注）年度後半に導入し、運用期間が短い保険者を除く。

- 導入済保険者や居宅介護支援事業者は、償還払いの利用は被保険者が選んだ住宅改修事業者が受領委任払いに対応していない場合などに限られると説明しており、そうした事情がない限り被保険者は受領委任払いを利用しているとみられる。

イ 被保険者は立替えが不要になることにより負担が軽減される

- 住宅改修事業者等は、償還払いでは、被保険者が住宅改修を諦めるなどの事例があったとしている（表 7 参照）。
- 導入済保険者の中には、従前の償還払いに加え、受領委任払いを選択できるようになったことで、被保険者の利便性が向上したとするものがみられた（表 8 参照）。
- 当局が情報収集した全ての居宅介護支援事業者及び住宅改修事業者は、被保険者から「一時的な全体費用の立替えが不要になってよかった」との反響があったとしている。また、住宅改修事業者からは「償還払いのために経済面を気にして介護サービスの選択肢を減らすという事態が発生するのは趣旨に合わないことから、そうした懸念が解消される受領委任払いの導入は被保険者にとってメリットが大きい」との意見が聞かれた（表 8 参照）。

ウ 住宅改修事業者は代金が確実に回収されるなどの利点がある

- 導入済保険者の中には、受領委任払い導入前には、住宅改修事業者の保険給付分の代金回収が遅れることに不満を抱く住宅改修事業者がいたとするものがみられた一方、当局が情報収集した全ての住宅改修事業者は、「工事施工・販売後の代金を確実に回収できるようになってよかった」としている（表 9 参照）。

エ 保険者は受領委任払いを導入する際に大きな負担は感じていない

- 近年受領委任払いを導入した保険者は、導入する際には、事務処理に係る要綱の制定、介護保険システムの改修、住宅改修事業者等への周知などの事務について検討しているが、先行して導入した他の保険者を参考とするなどにより、大きな負担を感じることなく導入することができたとしている（表 10 参照）。
- 導入済保険者の多くで、住宅改修の質を確保する必要があるとして、受領委任払いへの対応が可能な住宅改修事業者の登録に一定の要件や研修実施など新たな

な仕組みを設ける必要性等について検討しており、県単位でバリアフリー住宅の講習会を実施した上で登録する制度を設けている例がある一方、工事内容の事前確認制度の定着などにより適切な住宅改修が担保できるとして、一定の要件の充足等を踏まえた登録制度を設けていない例もみられた（表 11 及び 12 参照）。

- 導入済保険者では、受領委任払い導入後には、受領委任払い登録事業者の振込口座の登録などに関する事務が新たに発生する場合はあるものの、導入済保険者の大半が、受領委任払いの導入により「申請ごとに被保険者の振込口座を入力する等の事務負担が軽減された」というメリットがあったとしている（表 13 参照）。

(2) 導入の経緯・未導入の理由

- 導入済保険者では、導入のきっかけとして被保険者や事業者からの要望があったこと、近隣の保険者で既に受領委任払いが導入されていたことを挙げている（表 10 参照）。
- 未導入保険者及び導入済保険者の大半は、未導入又は導入していなかった理由について、「原則償還払いとされているから」、「特に国から推奨されていないから」としている（表 14 参照）。
- 多くの未導入保険者や導入済保険者から、「国から受領委任払いの導入促進の方針が示されれば、それに応じて受領委任払いの導入を検討することになったと思う」等の意見が聞かれた（表 15 及び 16 参照）。

(3) 厚生労働省の取組

- 厚生労働省は、受領委任払いを好事例と認識しており、平成 26 年度に作成された「介護保険制度における住宅改修事業者研修テキスト」の中に受領委任払いの解説等を掲載し、各地方公共団体に配布している（表 17 参照）。

3 まとめ

当局管内で寄せられた行政相談にもあるように、受領委任払いが導入されていない地域では、被保険者に一時的に立替え費用の負担が生じている。

当局が情報収集を行った結果、受領委任払いの導入は、被保険者にこのような一時的な負担が生じないメリットがあり、多くの被保険者にこの仕組みが利用されている状況がみられる。また、保険者の側においても、導入した場合、受領委任払いの導入に際して大きな負担があったとの意見は聞かれず、導入後についても事務負担が軽減されたといった意見が聞かれた。

一方で、未導入の場合の理由は、原則償還払いとされていること、国から推奨されていないと認識していることなどであった。

上記のことから、厚生労働省においてより一層、受領委任払いの導入に関する周知に取り組むことが望ましいと考えられ、本レポートを総務省行政評価局に報告するとともに公表する。

介護保険住宅改修費等への受領委任払いの導入に関する情報収集

図 表 編

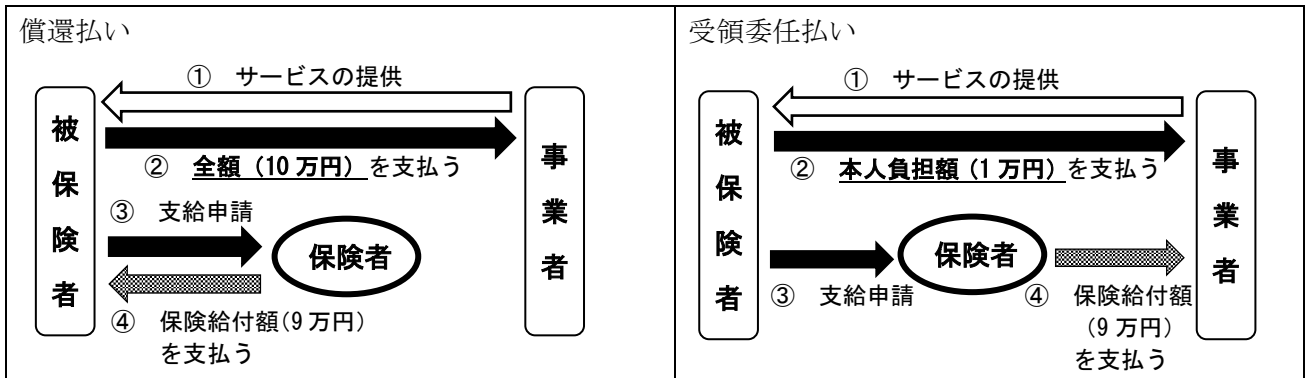
表 1 全国の住宅改修費、福祉用具購入費の利用件数、給付費（令和 2 年度）

（単位：件、百万円）

区 分	利用件数	給付費
住宅改修費	433,072	36,396
福祉用具購入費	502,445	14,363

（注）令和 2 年度介護保険事業状況報告に基づき、当局が作成した。

図 1 償還払いと受領委任払いの違い



（注）本人負担額 1 割の被保険者が 10 万円の住宅改修又は福祉用具購入を行った場合の例である。

表 2 介護保険の給付に関する規定（福祉用具購入費、住宅改修費）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）	
第 44 条	市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。
3	居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
第 45 条	市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。
3	居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

（注）住宅改修や福祉用具購入に関し、第 56 条及び第 57 条に同旨の規定あり

表 3 中部管内 6 県の介護保険者における受領委任払いの導入状況（住宅改修費、令和 3 年度）

（単位：保険者、%）

区 分	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	計	全国
a. 介護保険者数	9	19	36	35	44	25	168	1,571
b. 導入済保険者数	1	9	18	20	43	9	100	1,009
c. 導入割合 (b/a, %)	11.1	47.4	50.0	57.1	97.7	36.0	59.5	64.2

（注）厚生労働省提供資料に基づき作成した（令和 3 年度介護保険事務調査に基づくもの）。

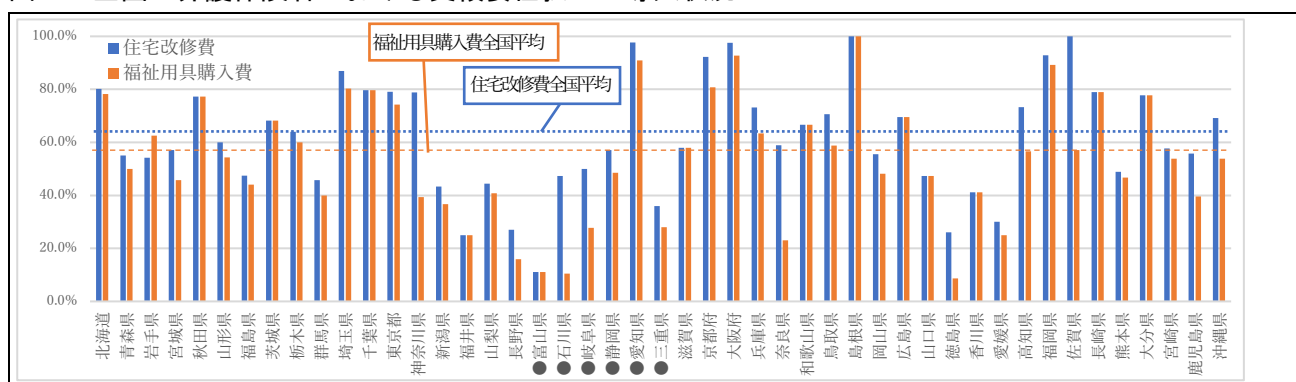
表4 中部管内6県の介護保険者における受領委任払いの導入状況（福祉用具購入費、令和3年度）

（単位：保険者、％）

区分	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	計	全国
a. 介護保険者数	9	19	36	35	44	25	168	1,571
b. 導入済保険者数	1	2	10	17	40	7	77	890
c. 導入割合 (b/a, %)	11.1	10.5	27.8	48.6	90.9	28.0	45.8	56.7

（注）厚生労働省提供資料に基づき作成した（令和3年度介護保険事務調査に基づくもの）。

図2 全国の介護保険者における受領委任払いの導入状況



（注）厚生労働省提供資料に基づき作成した（令和3年度介護保険事務調査に基づくもの）。

表5 受領委任払いの利用状況（住宅改修費、令和3年度）

（単位：件、％）

区分 \ 保険者	A	B	C	E	F	合計
a. 総数	282	278	63	211	79	913
b. 受領委任払い	213	205	49	152	67	686
c. 償還払い	69	73	14	59	12	227
割合 (b/a, %)	75.5	73.7	77.8	72.0	84.8	75.1

（注）令和3年度の途中で導入したD及びEのうち、令和3年12月に導入し運用期間が短いDは本表から除いた。同年7月に導入したEについては、導入後の件数を記載した。

表6 受領委任払いの利用状況（福祉用具購入費、令和3年度）

（単位：件、％）

区分 \ 保険者	C	E	F	合計
a. 総数	107	211	64	382
b. 受領委任払い	103	177	58	338
c. 償還払い	4	34	6	44
割合 (b/a, %)	96.3	83.9	90.6	88.5

（注）1 A及びBは、福祉用具購入費の受領委任払いを導入していない。

2 令和3年度の途中で導入したD及びEのうち、令和3年12月に導入し運用期間が短いDは本表から除いた。同年7月に導入したEについては、導入後の件数を記載した。

表7 受領委任払いが未導入の段階で被保険者に生じていた支障（居宅介護支援事業者及び住宅改修事業者の意見）

<p>【施工に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時的に費用の全額を支払わなければならないため、被保険者が住宅改修自体を諦めた（居宅介護支援事業者 K、住宅改修事業者 N）。 ○ 住宅改修を、支払が可能な額に相当する部分にとどめた（導入済保険者 E、居宅介護支援事業者 K）。 <p>【支払に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金支給日まで支払を待つよう求められた（住宅改修事業者 O）。 ○ 被保険者から分割払いを求められ、代金の回収が遅れるので困った（住宅改修事業者 N、O）。 ○ 分割払いとしたが支払の段階になって支払が難しいと言われることがあった（導入済保険者 E、住宅改修事業者 O）。 ○ 分割払いの代金回収前に被保険者が亡くなってしまう例があり、一部代金の回収が難しくなった（導入済保険者 E、住宅改修事業者 O）。
--

表8 受領委任払いの導入による被保険者のメリット

<p>【保険者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者にとっては支払方法の選択肢が増え、一時的な負担も少なくなることから、被保険者の利便性が向上した（保険者 B）。 <p>【住宅改修事業者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険制度の趣旨として、被保険者が自らサービスを選ぶということがあると考える。償還払いのために経済面を気にしてサービスの選択肢を減らすという事態が発生するのは、このような趣旨に合わないことから、そうした懸念が解消される受領委任払いの導入は、被保険者にとってメリットが大きい（住宅改修事業者 L）。 ○ 貯蓄がなく、国民年金だけで生活する被保険者が支払可能な金額は5万円程度である印象がある。20万円分の工事が必要な被保険者について、償還払いしかなければ5万円分の工事にとどまるが、受領委任払いが利用可能であれば20万円分の工事を行うことができる。このように経済的な理由により必要な工事ができない被保険者をたくさん見てきたので、受領委任払いは、貯蓄がない被保険者にも、貯蓄がある被保険者にも、介護保険で住宅改修する機会を平等に与える有益な制度である（住宅改修事業者 M）。

表9 受領委任払いの導入に伴う代金の回収に係る住宅改修事業者の意見

- 償還払いしか支払方法がなかったときには、被保険者から、年金支給日まで支払を待つようお願いされたり、工事代金を分割払いにするようお願いされたりすることがあり、本当に代金を回収できるのか不安に感じることもあった。また、代金回収前に本人が亡くなってしまう例もあった。このような場合は、被保険者本人、ケアマネジャー、福祉用具販売事業者（元請けとして入った場合）との間で覚書を交わしているが、それでも、支払ってもらう際に支払が難しいと言われることがあった。受領委任払いが導入され、本人支払分が減ったことから、工事の当日に支払が受けられるようになり、安定的な代金回収につながっている（住宅改修事業者O）。
- 支払は、償還払いの場合と比べて1か月程度遅いが、経営上の問題は生じておらず、行政から支払を受けるには時間を要するものだと理解している（住宅改修事業者L）。
- 収入は工事の完了月に見込みとして計算しており、経理面への影響は特にはない。保険給付分の代金回収より税金の支払が先になることもあるかもしれないが、負担とはなっていない（住宅改修事業者M）。

表10 受領委任払い導入に当たっての検討例

【事例1】

【保険者D】

1 導入の経緯

令和元年度に市内の住宅改修事業者から、受領委任払いを導入して欲しいとの要望があったことが導入のきっかけである。また、居宅介護支援事業者からも同様の要望があった。

2 導入する受領委任払い制度の内容の検討

① 住宅改修の質を確保する観点での住宅改修事業者の登録要件や研修実施など新たな仕組みの創設の必要性に関する検討

受領委任払いを利用した住宅改修の質を確保する観点での住宅改修事業者の登録要件や研修実施など新たな仕組みは導入していない（詳細は表12イ参照）。

② 条例制定の必要性の検討

受領委任払いを認める根拠法令がないことから、条例制定の必要性について検討した。結局、条例制定の必要はないという結論に落ち着いた（詳細は表16参照）。

3 制度導入準備のための事務負担

受領委任払い導入準備のための事務として、主に、①住宅改修事業者等の登録に関する事務処理要綱の策定、②介護保険システムの改修、③住宅改修事業者等への周知・登録、④保険給付の窓口担当課との調整・対応を実施したが、以下のとおり、事務負担は受領委任払い導入の大きな支障とはならなかった。

① 住宅改修事業者等の登録に関する事務処理要綱の策定

他市の要綱を入手して、イメージを作り上げた。

要綱の作成作業については、他市の例も参考に、住宅改修事業者等の登録に必要な手続を定

めていけばよく、特に難しいと感じることはなかった。

庁内に要綱の内容に関係する他課もないため、他課との調整も不要だった。

② 介護保険システムの改修

以前の介護保険システムは、受領委任払いに対応していなかったため、介護保険システムを改修した。開発メーカーに市が希望する仕様を伝えることで、システムを構築することができた。特に難しいと感じることはなかった。

③ 住宅改修事業者等への周知・登録

受領委任払い制度は、近隣の他市でも実施しており、住宅改修事業者等の理解も早いので説明が難しいということはなく、特に負担を感じることはなかった。

④ 保険給付の窓口担当課との調整・対応

住宅改修や福祉用具購入の保険給付の受付窓口を担当する課と調整する必要があったが、制度の見直しは支払先の変更だけであり、受領委任払い制度の導入によって大きく制度が変わるということではなかったため、理解も早く、特に負担とはならなかった。

窓口での受付マニュアルについても、既存のマニュアルに受領委任払いに関する記述を盛り込むだけだったので、特に手間がかかるものではなかった。

【事例 2】

【保険者 E】

1 導入の経緯

周辺の自治体が全て導入済みであったことが、導入した最大の理由である。

また、被保険者、居宅介護支援事業者、住宅改修事業者から導入を望む声があったことも導入のきっかけである。

2 導入する受領委任払い制度の内容の検討

近隣市の実施状況、利用人数や所感等を聴取した結果、基本的には近隣市の制度を参考にすればよいと考えた。このため、制度の内容の検討で迷うことはなかった。

なお、E は、住宅改修の質を確保する観点での住宅改修事業者の登録要件や研修実施など新たな仕組みは創設していない（詳細は表 12 イ参照）。

3 制度導入準備のための事務負担

受領委任払い導入準備のための事務として、主に、①住宅改修事業者等の登録に関する事務処理要綱の策定、②介護保険システムの改修、③窓口対応マニュアルの作成、④住宅改修事業者等への周知・登録を実施したが、以下のとおり、事務負担は受領委任払い導入の大きな支障とはならなかった。

① 住宅改修事業者等の登録に関する事務処理要綱の策定

近隣市の要綱を参考にしながら作成したため、特に負担はなかった。

② 介護保険システムの改修

市の介護保険システムは、受領委任払いに対応しておらず、事業者向けの通知書をシステムから直接印刷することはできなかった。このため、受領委任払い導入に併せ、事業者向けの通知書を出力できる仕組みを構築する必要が生じたが、コストの関係から、事業者向けの通知書を直接印刷できるシステムに改修することは断念し、受領委任払い通知書の送付先（事業者）のデータを CSV ファイルで取り出して、差し込み印刷でワード・エクセルの通知書様式に取り込んで印刷する仕組みにした。その仕組みに必要なファイルを作成し、システムに落とし込む必要があり、制度導入準備のための事務負担の中では、その点が一番負担であった（他の作業は他市の例など参考になる資料があるため）。しかし、導入の大きな支障となるというほどではなかった。

③ 窓口対応マニュアルの作成

窓口で受領委任払いの申請があった場合の対応マニュアル及びシステム入力の手順書を作成したが、特に負担はなかった。

④ 住宅改修事業者等への周知・登録

窓口、市ホームページにて事業者向けに周知したが、これによる事務負担は特段なかった。

表 11 J 県における住宅改修事業者登録制度の概要

J 県では、同県建築担当部局に指定された機関がバリアフリー住宅改修に係る講習会の実施、バリアフリー住宅改修事業者の登録台帳への登録を実施しており、当該台帳に登録された住宅改修事業者が受領委任払いを受けることができるとされている。ただし、保険者によっては、当該バリアフリー住宅改修事業者の登録台帳に登録するだけでなく、別途、保険者が設ける登録要件も満たす必要がある場合がある。

表 12 住宅改修の質を確保する観点で、一定の要件の充足や研修の受講などを踏まえた登録制度を設けることについての意見等

ア 登録制度を設けることに肯定的な意見

【導入済保険者】

- 県バリアフリー住宅改修事業者の登録台帳の登録事業者のうち、市の介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録を受けた者に限定している。市独自の登録制度を設けた理由は、事前に市が県台帳の登録者であることを確認し、工事の質を確保するためである（保険者 A）。
- 県バリアフリー住宅改修事業者の登録台帳の登録事業者に限定している。被保険者にとって必要な工事が実施されると見込まれる事業者を選択できる取組や、登録事業者の質を確保するための取組は必要である。これまでにこの登録制度で支障は生じていない（保険者 B）。
- 県バリアフリー住宅改修事業者の登録台帳の登録事業者に限定している。町独自の登録制度を設けていない理由は、創設に当たって認定基準の設定など事務負担が大きくなるほか、最終的には県の登録制度と同内容になるなど、独自に整備する必要性を感じないため（保険者 C）。

【未導入保険者】

- 受領委任払いの導入に向けた準備を進めているところであり、工事の質を確保するため、県バリアフリー住宅改修事業者の登録台帳の登録事業者に限定する予定である（保険者 H）。

【住宅改修事業者】

- 受領委任払いを実施できる住宅改修事業者の登録に一定の要件を設ければ、効率的・効果的な工事が行われるようになり、保険者にとってもメリットが大きいのではないかと。また、一定の要件をクリアした住宅改修事業者のリストがあれば、被保険者も住宅改修事業者を選択しやすいのではないかと。受領委任払いが導入され、一時負担がなくなったことで、利用者にそれほど必要がない工事や高額な工事を勧めてもいいだろうという事業者が出てくるおそれもある（住宅改修事業者 O）。
- 住宅改修事業者にとって、受領委任払いに対応できること以外のメリットは感じられないが、質の確保には必要な仕組みである（住宅改修事業者 L）。

イ 登録できる住宅改修事業者に一定の要件や研修実施など新たな仕組みを設けていない導入済保険者の意見

- 受領委任払いの導入に併せて、住宅改修事業者の質を上げていこうという考えはなかった。受領委任払いを実施することができる住宅改修事業者として登録する際は、受領委任払いに関する遵守事項を遵守する旨の承諾書を提出すればよい制度とし、それ以上の仕組み、例えば住宅改修事業者としての質について何らかの条件をクリアしないと登録を認めないというような仕組みにはしていない。住宅改修は理由書をもとに工事内容を事前に保険者が確認するため悪質な事業者が入るおそれはな

いと考えた（保険者 E）。

- 住宅改修について、福祉用具貸与で足りるケースであっても住宅改修を行ったり、必要以上の住宅改修を行ったりするなど安易な住宅改修につながる懸念があったため、住宅改修の質を確保する観点での住宅改修事業者の登録要件や研修実施など新たな仕組みを設けるかどうか検討した。

事前確認制度の導入や複数見積もりの義務化など、適切な住宅改修を担保するための国の制度も充実されてきた。さらに、市職員が全件の書面を点検して疑義のある案件については、施工前、施工後の現地確認を行っており、安易な住宅改修については、ケアマネジャーが理由書を作成しないため、信頼できないような事業者は住宅改修の仕事をする事ができない。このため、受領委任払いを利用した住宅改修の質を確保する観点での住宅改修事業者の登録要件や研修実施など新たな仕組みは導入しないこととした（保険者 D）。

表 13 事務負担の軽減に関する導入済保険者の意見の例

- 償還払いでは、申請ごとに振込口座を確認しながら手入力する負担があるが、受領委任払いでは既に振込口座登録を行った住宅改修事業者等への振込となるため、振込口座入力の負担が軽減された。導入後に事務負担が増えているという実感はなく、受領委任払いにより振込口座入力の事務負担が軽減されている（保険者 F）。
- 被保険者の口座の入力は間違いが許されないが、償還払いでは、介護を受けている被保険者が申請書類に口座番号を書くこともあり、数字が判別しにくく苦勞することもある。しかし、受領委任払いでは、受領委任払いの登録事業者から申請があったときに、事業者の口座等の登録をすれば、支払時にはその都度口座等の記入が不要となる。このメリットは大きい（保険者 E）。
- 受領委任払いでは、着工前に支給額の決定通知を送付する作業が増えるが、振込作業の際の口座登録の手間が省ける。増加する作業と簡略化される作業を合わせると、どちらかと言えば作業量は増加する（保険者 B）。

表 14 受領委任払いを導入していない理由

（単位：保険者）

項目	回答	非常に該当する	ある程度該当する	どちらとも言えない	あまり該当しない	全く該当しない	不明	計
原則償還払いとされているから		4	4	1	0	0	1	10
特に国から推奨されていないから		2	4	2	1	0	1	10
住民からの要望がなかったから		2	3	1	3	0	1	10
事務負担の増加が心配だったから		2	1	3	1	2	1	10
事業者の理解不足が心配だったから		2	0	4	2	1	1	10
安易な申請の増加が懸念されていたから		0	1	4	3	1	1	10

(注) 1 当局が情報収集を行った 10 保険者からの聞き取り結果に基づく（導入済保険者 6 者を含む。当該 6 者については、導入以前の状況を聞き取った。）。

2 「不明」は、導入前の状況が分からないとしている保険者である。

表 15 未導入保険者の意見の例

- 受領委任払いが実施可能である旨の明確な規定がないことは、導入の障壁になったと考える。国から通知や事務連絡を含め何らかの形で示されると、導入に向けた後押しとなる（保険者 I）。
- 市としては、住民から受領委任払いに係る要望が全くなく、国からも要請されていないため、受領委任払いを導入していないが、住民からの要望や国からの要請があれば、要綱を修正するなどして、すぐに導入可能であると考え（保険者 G）。
- 市として受領委任払いを導入しないという方針や考えがあったわけではなく、国から受領委任払いの導入促進の方針が示されれば、それに応じて受領委任払いの導入を検討することになったと思う（保険者 H）。

表 16 導入済保険者の意見の例

- 受領委任払いを認める根拠法令がなく、別途条例を策定しなければ、法令違反になるのではないかと疑義があったことから、その疑義の解消について検討した。結局、明確な根拠法令がなくても、被保険者が受領委任払いを希望していることを書面で明確にすれば、被保険者が指定した住宅改修事業者等に支払うことは差し支えないのではないかと結論に落ち着いた（保険者 D）。
- 原則として償還払いとされているにもかかわらず、それを曲げて導入することに踏み切れなかった（保険者 E）。
- 国が方針や他団体の導入状況の情報、受領委任払いの導入により生じた課題とその解決策についての事例、受領委任払いに関するノウハウ情報等を示すことで未導入の保険者の導入が進むのではないかと思われる（保険者 B）。

表 17 「介護保険制度における住宅改修事業者研修テキスト」に掲載されている受領委任払いの解説の内容

- 支給方法は、原則として償還払いとなりますが、保険者によっては、「受領委任払い」を認めている場合もあります。
- 受領委任払い
利用者が工事業者に対して自己負担分の 1 割部分を支払って工事を行い、残りを市区町村が工事業者に直接支払う方法である。
各保険者によって認められているかどうかを確認する必要がある。
なお、2012 年度の調査結果によると、全保険者のうちのおよそ半数がこの方式を導入している。

(注) 1 介護保険制度における住宅改修事業者研修テキスト（平成 26 年度老人保険健康増進等事業国庫補助事業、12 頁）から抜粋した。
2 当該テキストは、各地方公共団体に配布。また、厚生労働省主催の全国介護保険・高齢者保険福祉担当者会議（平成 26 年度）において、同テキストを紹介。